

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 22 年 12 月 14 日(火) 号外第 107 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則 (55) (会計指導課) 3
	鳥取県農業改良資金貸付規則を廃止する規則 (56) (経営支援課) 6

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県収入証紙規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県農業試験場手数料条例が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 会計事務の効率化を図るため、消印した証紙等の整理に係る事務について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 証紙による収入の方法により徴収する歳入について定めた規定中、鳥取県農業試験場手数料条例の規定に基づく手数料を削る。
- (2) 証紙徴収整理簿への確認印の押印を、次の区分に応じ、それぞれに定める者（現行 課長、出納機関の長等）の私印による押印とする。
 - ア 本庁の課（警察本部運転免許課を除く。）、総合事務所 課長、課長補佐若しくは主幹又は課長が指定する者
 - イ 出納機関（総合事務所及び警察署を除く。） 出納機関の長、出納員又は出納機関の長が指定する者
 - ウ 警察本部運転免許課及び警察署 警察本部長が別に定める者
- (3) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県農業改良資金貸付規則の廃止について

1 規則の廃止理由

農業改良資金助成法の一部が改正され、農業改良資金の貸付主体が都道府県から株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に変更されたことに伴い、鳥取県農業改良資金貸付規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県農業改良資金貸付規則は、廃止する。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
 - ウ 鳥取県事務処理権限規則について、所要の規定の整備を行う。

規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第55号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係）</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(20) 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(21)</u> 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(22)</u> 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(23)</u> 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(24)</u> 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(25)</u> 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(26)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係）</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(20) 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(21)</u> <u>鳥取県農業試験場手数料条例（昭和50年鳥取県条例第1号）第1条の規定に基づく手数料</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(22)</u> 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(23)</u> 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(24)</u> 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(25)</u> 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(26)</u> 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(27)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p><u>様式第2号（第6条関係）その1</u></p> <p style="text-align: center;">証紙徴収整理簿</p> <p style="text-align: center;">部 課</p> <p style="text-align: center;">（出納機関名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年月日</th> <th style="width: 15%;">納入者</th> <th style="width: 25%;">証紙はり付け額</th> <th style="width: 45%;">課長（出納機関の長）印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この整理簿は、毎年度改冊する。 2 この帳簿は、科目（節又は細節）ごとに</p>	年月日	納入者	証紙はり付け額	課長（出納機関の長）印			円									
年月日	納入者	証紙はり付け額	課長（出納機関の長）印														
		円															

口座を設け、月計及び累計を付する。

3 納入者欄は、当日分をまとめて「ほか名」として記載することができる。

4 課長（出納機関の長）印は、私印とする。

5 課長とあるのは、警察本部運転免許課にあっては、警察本部長が別に定める者とする。

6 出納機関の長とあるのは、総合事務所にあっては各局の課長、警察署にあっては警察本部長が別に定める者とする。

様式第2号（第6条関係）その2

証紙徴収整理簿

年月日	納入者	表示金額	課長印
		円	

備考 1 この整理簿は、毎年度改冊する。

2 この帳簿は、科目（節又は細節）ごとに口座を設け、月計及び累計を付する。

3 納入者欄は、当日分をまとめて「ほか名」として記載することができる。

様式第2号（第6条関係）

証紙徴収整理簿

部 課

（出納機関名）

年月日	納入者	証紙貼付額 （表示金額）	確認印
		円	

備考 1 この整理簿は、毎年度改冊する。

2 この帳簿は、科目（節又は細節）ごとに区分を設け、月計及び累計を付する。

3 納入者欄は、当日分をまとめて「ほか名」として記載することができる。

4 確認印は、私印とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者（整理簿の記入を行う者を除く。）が内容を確認した上で押印する。この場合において、当該確認を課長又は出納機関の長が指定する者に行わせるときは、書面で当該確認に係る指定を行うこと。

- | | |
|---|--|
| <p>(1) 本庁の課（警察本部運転免許課を除く。） 課長、課長補佐若しくは主幹（これらと同等の職にある者を含む。）又は課長が指定する者</p> <p>(2) 警察本部運転免許課 警察本部長が別に定める者</p> <p>(3) 出納機関（総合事務所及び警察署を除く。） 出納機関の長、出納員又は出納機関の長が指定する者</p> <p>(4) 総合事務所 各局の課長、課長補佐若しくは主幹（これらと同等の職にある者を含む。）又は課長が指定する者</p> <p>(5) 警察署 警察本部長が別に定める者</p> | |
|---|--|

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県農業改良資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第56号

鳥取県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（平成14年鳥取県規則第96号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際に貸し付けられている農業改良資金（廃止前の鳥取県農業改良資金貸付規則（以下「旧規則」という。）第2条第5号に規定する農業改良資金をいう。以下同じ。）及び融資機関に対する資金（旧規則第5条第1項の規定により融資機関に対し貸し付けられる資金をいう。）については、なお従前の例による。

（事務の委託）

3 この規則の施行の際に貸し付けられている農業改良資金に係る債権の保全及び取立てに関する事務の鳥取県信用農業協同組合連合会又は債権回収会社（債権回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第3号に規定する債権回収会社をいう。）に対する委託については、なお従前の例による。

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

4 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前															
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）										別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）															
個別事員に係る事務処理権限										個別事員に係る事務処理権限															
所 属 名	事 項 類 別	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	略	所 属 名	事 項 類 別	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	略				
			専 決 権 者		委 任 決 断 者		知事	地方機関 の長						知事	地方機関 の長	専 決 権 者		委 任 決 断 者				知事	地方機関 の長	知事	地方機関 の長
			部長	課長	部長	課長										部長	課長	部長	課長						
経営 支 援 課	四 農業改良 資金貸付法 （昭和41年 法律第102 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第6条第1 項の規定による農 業改良資金の貸付 けを受けることが 適当である旨の認 定							総合事務所長	四 鳥取県農 業改良資金 貸付規則 （平成14年 鳥取県規則 第96号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同規則第3条第 1項の規定による 農業改良資金の貸 付けを受けること が適当である旨の 認定														
四の二 鳥取 県農業改良 資金貸付規 則を廃止す		1 同規則附則第3 項の規定によりな お従前の例による こととされる農業								四の二 鳥取 県農業改良 資金貸付規 則の一部	1 同規則附則第3 項の規定による貸 付金の貸付に係 る債権についで														

る規則(平成22年鳥取県規則第56号)に基づく知事の権限に属する事務	改良資金に係る債権の保全及び取立てに関する事務の鳥取県信用農業協同組合連合会への委託																															
略																																
略																																
を改正する規則(平成19年鳥取県規則第25号)に基づく知事の権限に属する事務	保全及び取立てに関する事務の鳥取県信用農業協同組合連合会への委託																															
略																																
略																																